

◇ 上尾市民ギャラリー管理規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー利用（利用変更）申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の<u>9</u>月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって<u>利用の許可</u>をすることができる。</p> <p>(利用書の交付)</p> <p>第6条 条例第3条の規定による許可は、上尾市民ギャラリー利用（利用変更）書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は上尾市民ギャラリー利用申込書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民ギャラリー利用変更申込書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申込書は、利用を開始しようとする日の属する月の<u>1 2</u>月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって<u>利用許可</u>をすることができる。</p> <p>(利用書の交付)</p> <p>第6条 条例第3条の規定による許可は上尾市民ギャラリー利用書（第2号様式）を、当該許可に係る変更の許可は上尾市民ギャラリー利用変更書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p>